

平成 28 年（ワ）第 468 号，平成 29 年（ワ）第 212 号、平成 30 年（ワ）第 224 号

原告 小坂正則 外

被告 四国電力株式会社

令和元年 7 月 17 日

大分地方裁判所

民事第 1 部合議 B 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 徳田靖之

同 岡村正淳

同 河合弘之  
外

## 準備書面（9）

社会通念論批判の補充

### 第 1 準備書面（2）の主張

原告らは平成 29 年 9 月 29 日付準備書面（2）において社会通念論批判を展開した。

本準備書面では、次の点を確認する。すなわち、同準備書面 3. (1). イ（4 頁）記載のとおり、原発の安全性を判断する上での社会通念は抽象的かつ曖昧なものである。それ故、多くの国民の生命身体財産に深刻な影響を与える原発の安全性を判断するに際しては、社会通念論を採用することができない。

百歩譲って社会通念を参照する場合であっても、同準備書面 3. (2). エ（7 頁）

記載のとおり、「合理的に予想される最大規模の自然災害を想定」するとした社会通念は国民の認識とは大きく相反しており、その限りでも社会通念論を採用することはできない。

## 第2 立証

1 原告らは、東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原発における事故を経て、原発の安全性、新規制基準への不信及び司法に対する期待等に関し、様々な通念を有している（甲66-1から甲66-39まで）。

2 原告らの意見陳述から立証できるのは次の点である。

すなわち、様々な通念があること自体が、社会通念が曖昧であることの証左であること。

そして、仮に社会通念なるものを参照するとしても、社会通念は原発の稼働を許容するものではないということである。

3 裁判所は、専門技術的裁量については審査が及ばないなどと判断するべきではなく、原告らのように常識的な感覚に照らして原発の危険性を判断されるよう求める。

## 第3 今後の予定

追って原発の危険性、特に基準地震動に関する常識的な見方について主張書面を補充する。

以 上